

付 議 第 1 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

別表第1中

「

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
------	---------	------------------	-------

」

を

「

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場	4 指定日
------	---------	-------------------------	-------

」

に改め、同表の1級の項中

「

安芸郡	東洋町	甲浦小学校 甲浦中学校 野根中学校	平成2年1月1日 " "
	馬路村	馬路小学校 馬路中学校	昭和34年4月1日 "

」

を

「

安芸郡	東洋町	甲浦小学校 甲浦中学校 野根中学校	平成2年1月1日 " "
	馬路村	馬路小学校 馬路中学校	昭和34年4月1日 "
土佐郡	大川村	大川小中学校	令和4年4月1日

」

に改める。

別表第2及び別表第3中

「

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
-------	----------------	-----

」

を
「

所在市町村	小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場	指定日
-------	-----------------------	-----

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び主な内容

この規則は、令和4年4月1日に新たに設置された大川村立大川小中学校について、へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第13条第1項の規定に基づき、必要な改正をしようとするものである。

2 施行期日

この規則は公布の日から施行する。

新 旧 照 表 対
新 旧

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（へき地学校等）

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

（へき地学校に準ずる学校等）

第3条 条例第15条第1項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第2の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

（特別の地域に所在する学校等）

第4条 条例第15条の2第1項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第3の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、 <u>中 学 校</u> 、 <u>義務教育学校</u> 及び共同調理場	4 指定日
1 級	略		

照 表 対
旧

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（へき地学校等）

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

（へき地学校に準ずる学校等）

第3条 条例第15条第1項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第2の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

（特別の地域に所在する学校等）

第4条 条例第15条の2第1項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第3の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、 <u>中 学 校</u> 及び共同調理場	4 指定日
1 級	略		

安芸郡	東洋町	甲浦小学校 甲浦中学校 野根中学校	平成2年1月1日 " "
	馬路村	馬路小学校 馬路中学校	昭和34年4月1日 "
土佐郡	大川村	大川小中学校	令和4年4月1日
略			
2級～5級 略			

別表第2（第3条関係）

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場	指定日
略		

別表第3（第4条関係）

特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場	指定日
略		

安芸郡	東洋町	甲浦小学校 甲浦中学校 野根中学校	平成2年1月1日 " "
	馬路村	馬路小学校 馬路中学校	昭和34年4月1日 "
略			
2級～5級 略			

別表第2（第3条関係）

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略		

別表第3（第4条関係）

特別の地域に所在する学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略		

R 4. 4大川小中学校開設によるへき地学校等の級地指定について

1. へき地学校等の概要

(1) へき地学校等とは

- ・交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場。
- ・へき地教育振興法施行規則第13条第1項に基づき6年ごと、もしくは、学校の新設等があった場合に指定を行う。
- ・各学校を所管する市町村教育委員会に調査を実施（指定基準に変更なし）。

(指定の見直し等)

第十三条 第三条及び第十条の規定に基づく指定は、おおむね六年ごとに、当該学校又は共同調理場について算定された合計点数により行うものとする。ただし、学校又は共同調理場の新設、統合若しくは移転があった場合又はへき地条件に著しい変更があつた場合には、当該学校又は共同調理場について、その都度、行うものとする。

(2) へき地の級地

基準点数と調整点数との合計点数に応じて決定される。

- ・基準点数 → へき地条件の程度を測定。
(例) 最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。
- ・調整点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。
(例) 自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化。

(3) 手当

①へき地手当【級別ごとに1%～18%支給】

: 上記地域に所在する学校等（へき地（1～5級地）、準ずる地域（準級地）にある学校等）に勤務する職員に対して支給する手当

②へき地手当に準ずる手当【異動から5年間＝4%支給、6年目＝2%支給】

: へき地等学校等（へき地（1～5級地）、準ずる地域（準級地）、特別の地域（特別地）にある学校等）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給する手当

(4) へき地学校、共同調理場の指定数（全体）

令和4年4月1日現在 指定数合計 102（大川小中学校指定前）

2. 調査結果

学校名	前回 (H28.4)	今回 (R4.4)	備考
大川小学校	2 級地 (86 点)	—	教員 5 人以下の場合の 加点 (10 点) の差
大川中学校	2 級地 (76 点) ※	—	
大川小中学校	—	1 級地 (76 点)	

※前回見直し時、大川中学校の点数は 1 級地の範囲内だが、施行規則第 7 条の特例が適用され大川小学校と同じく 2 級地となっていた。

今回の算定では、前回見直し時の大川中学校と同点数ではあるが、特例が適用されないため 1 級地となる。

(級別の指定の特例)

第七条 隣接して設置されている小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第三条の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。

(参考) 級地ごとの指定数 (休校中の学校を除く)

級地 (支給割合)	算定点数	見直し前	見直し後	増減
5 級地 (18%)	200~	3	3	
4 級地 (14%)	160~199	0	0	
3 級地 (7%)	120~159	2	2	
2 級地 (5%)	80~119	6	6	
1 級地 (3%)	45~79	39	40	1
準級地 (1%)	35~44	4	4	
特別地 (準ずる手当のみ)	30~34	3	3	
		57	58	1

3. 施行期日等

指定日：令和 4 年 4 月 1 日

施行日：公布の日

3大教第166号
令和4年2月28日

高知県教育委員会 様

大川村教育委員会



義務教育学校大川村立大川小中学校の設置について

うえのことについて、下記の理由により義務教育学校を設置いたします。

記

1. 学 校 名 大川村立大川小中学校

2. 設 置 期 日 令和4年4月1日

3. 設置の事由 大川村立大川小学校及び大川村立大川中学校をそれぞれ義務教育学校として設置するため。

議案第 53 号

大川村立学校設置条例の制定について
大川村立学校設置条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 6 日提出

大川村長 和田 知士



大川村立学校設置条例

大川村立小学校及び中学校設置条例(昭和 41 年条例第 2 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 大川村に学校教育法(昭和 22 年法律第 26 条)第 1 条に規定する義務教育学校を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 義務教育学校の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
大川村立大川小中学校	大川村中切 517 番地 2

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 12 月 9 日 原案可決
高知県土佐郡大川村議会議長 和田 民夫



本案は令和 3 年 12 月 9 日原案通り可決した事を証明する。

令和 4 年 2 月 28 日
高知県土佐郡大川村議会議長 和田 民夫

